

会 議 録

- 1 会議の名称 令和元年度第2回水戸市総合教育会議
- 2 開催日時 令和2年2月6日(木) 開会：午後3時59分 閉会：午後4時58分
- 3 開催場所 水戸市役所 3階 会議室303・304

4 出席した者の職、氏名

(1) 構成員

市 長	高 橋 靖		
教育委員会教育長	志 田 晴 美	教育委員会委員 (教育長職務代理者)	東小川 昌 夫
教育委員会委員	富 田 教 代	教育委員会委員	篠 崎 和 則
教育委員会委員	丸 山 陽 子		

(2) 事務局

市長公室長	武 田 秀	政策企画課長	長谷川 正 人
総務部長	荒 井 宰	総務法制課長	上垣外 泰 之
市民協働部長	鈴 木 吉 昭	市民生活課長	小 川 邦 明
保健福祉部長	大曾根 明 子	保健福祉部参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子
保健センター所長	小 林 かおり		
教育部長	増 子 孝 伸	総合教育研究所長	萩 谷 孝 男
教育部参事兼 教育企画課長	三 宅 修	教育部参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功
生涯学習課長	野 澤 昌 永	総合教育研究所福所長	小 川 佐栄子

5 傍聴人 なし

6 議題

- (1) 家庭の教育力向上への支援について

7 会議の内容

午後3時59分 開会

○高橋市長 お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます

それでは、ただいまから、令和元年度第2回水戸市総合教育会議を開催いたします。

本日は、今年度第2回目の総合教育会議でございますが、昨年8月に開催した第1回会議では、「水戸市第6次総合計画ーみと魁プランー」の「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」において、「水戸スタイルの教育」に掲げるプランを再構築しましたことなどを踏まえ、平成27年に策定した水戸市教育施策大綱の改定について、協議を行いました。

皆様方から、本市の子どもたちにとって望ましい教育環境が提供できるよう、水戸市の教育に対する想いなど、大変貴重な御意見をいただき、これらを踏まえ、昨年8月に水戸市教育施策大綱を改定いたしました。

皆様方に改めて感謝するとともに、今後、教育施策大綱の基本理念であります「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、より一層皆様方と連携を深めながら、本市教育のさらなる充実に向け、努力してまいりたいと考えております。

そのような中、今回は、基本目標1「人間としての基礎を育む家庭づくり」に関連した、家庭の教育力向上への支援についてを議題とさせていただきました。

水戸市教育施策大綱の基本目標1につきましても、大綱を改定するに当たり、近年、虐待によって子どもが死に至るような非常に不幸な事件が報道されていることなどを踏まえ、これらの未然防止や子どもへの接し方など家庭教育における親への支援を大綱に盛り込み、保健福祉部だけではなく、教育的見地からこういった現代的課題を解決できないかという思いから、冒頭に「家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して」という文章を、新たに加えたところでございます。

第1回会議におきまして、委員の皆様方から、家庭づくりはとても重要であって、基本目標1として大綱のトップに掲げており、何か新しい施策を検討していきたいといった御意見をいただきましたことから、本日は、家庭の教育力向上への支援について、協議をしてまいりたいと考えております。

初めに、お配りしております資料について、順次説明をいただきたいと思います。

まず、教育委員会における家庭教育に係る取組について、生涯学習課から説明願います。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 生涯学習課の野澤でございます。よろしくお願いたします。

私からは、家庭の教育力の向上支援について、御説明させていただきます。

資料①を御覧ください。

家庭教育につきましては、皆様御承知のとおり、全ての教育の出発点であるということでございますが、近年、核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景にしまして、家庭の教育力の低下が懸念されております。

そこで、水戸市では、特に子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しがちな保護者に対し、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

取組状況といたしましては、大きく分けて3つございます。

1つ目といたしまして、市民センター等における家庭教育事業、2つ目といたしまして、みと好

文カレッジにおける家庭教育事業，ページを返していただき，3つ目といたしまして，訪問型家庭教育支援事業，この3つの事業を展開しております。

1ページにお戻りいただきまして，1つ目の市民センター等における家庭教育事業について，御説明いたします。

まず，対象についてでございますが，小学校や幼稚園，保育所，市民センター等において，0歳から中学生までの子どもをもつ保護者といたしておりますが，その中でも，未就学児や小学校低学年の子どもをもつ保護者が中心となっております。

内容といたしましては，子どもとの接し方等を題材といたしました家庭教育講演会や，親子のふれあいを主体といたしました家庭教育学級を実施しております。

2つ目といたしまして，みと好文カレッジにおける家庭教育事業について，御説明いたします。

まず，(1)親業訓練入門講座についてでございますが，こちらに関しましては，親子のコミュニケーションについて考える体験型の講座を実施しており，対象といたしましては，妊娠期の母親や乳幼児から高校生までの子どもをもつ保護者等となっております。

内容といたしましては，グループディスカッション，ロールプレイ等を通して講座を展開しております。

次に，(2)家庭教育出前講座についてでございますが，こちらに関しましては，幼稚園等に専門の講師を派遣いたしまして，家庭教育に関する講座を開催しており，対象といたしましては，市内の私立幼稚園，認定こども園の保護者となっております。

内容といたしましては，効果的な読み聞かせの方法や，絵本がもつ間接体験の意義等についての講演，あるいは，体験学習を通して，親の役割を見つめ直すといった題材の講演等を行っております。

ページを返していただきまして，2ページでございます。

(3)ほっとひといき夢らんどについてでございますが，こちらに関しましては，就園前に集団の中でのルールや遊び等を体験しながら，親子で参加する連続講座，全10回の講座でございまして，対象といたしましては，未就学児となっており，1歳半から2歳半未満，2歳半から4歳未満という2つのコースを設けまして開催をしております。

下の表に関しましては，学校等における家庭教育支援事業の実施状況でございます。

さらにその下に，子育てアドバイスブック「クローバー」と「ひよこ」の活用状況という2つ表がございますが，お手元に配布しておりますパンフレットを御覧ください。

これらは，いずれも茨城県教育委員会で作成したものでございます。「ひよこ」が0歳から5歳，「クローバー」が就学前から小学校4年生の子をもつ保護者向けの子育てに関するアドバイスブックでございまして，非常に丁寧にわかりやすく書いてございます。こちらを用いた事業展開といたしまして，そちらに記載をしておりますとおり，各小学校，幼稚園，保育所，認定こども園等において配布及び概要説明等を行っております。

続きまして，3ページでございます。

3つ目といたしまして，訪問型家庭教育支援事業について，御説明いたします。

こちらに関しましては，福祉部門との連携を図りながら，家庭でのしつけや子どもとの関わり方などの不安，悩みなどを抱えている御家庭に対しまして，家庭教育支援員を派遣し，さまざまな相談，情報提供を行っております。

まず，(1)として，その推進をするための協議会の設置をされており，委員には，そちらに記載があ

りますように、大学教授、元学校長、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の皆様に、この活動に関しての御意見等をいただいております。

次に、(2)個別訪問等の実施に関してでございます。

まず、対象世帯の選定といたしましては、平成30年度におきましては、保健センターで行われている3歳児健診時にチラシの配布とあわせてアンケートを実施し、悩みを抱える家庭を選定し、訪問をさせていただいております。

なお、今年度に関しましては、保健センター及び市立幼稚園、保育所等でポスターの掲示とチラシ配布を実施しております。

家庭教育支援員の方々については、子育て支援団体、元教員、学識経験者等から4人を選任しており、2人1組で対象世帯に家庭教育に関する情報提供や個別相談などを実施しております。

また、訪問だけではなく、支援員がケース会議等を行い、それぞれ個別の事案に応じた課題の解決策を検討しながら進めているところでございます。

実績に関しましては、平成30年度については、3世帯、延べ6回実施し、今年度は、ここまでの4世帯、8回の実施をしております。

説明については、以上でございます。

○高橋市長 次に、新たに大綱に盛り込ませていただきました、現代的課題の1つである児童虐待など家庭児童相談の現状等について、保健福祉部子ども課から説明願います。

柴崎保健福祉部参事兼子ども課長。

○柴崎保健福祉部参事兼子ども課長 子ども課の柴崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料②に沿って、児童虐待防止に向けた支援について、御説明申し上げます。

まず、1の家庭児童相談・児童虐待相談の状況についてでございます。

表1に、過去5年間の相談件数の推移を相談種別等でまとめてございます。

表の右下を御覧いただきまして、平成30年度の相談対応延べ件数は、1万1,641件となっております。合計欄、過去5年間の延べ件数といたしましては、ほぼ横ばいに見えますけれども、表の中ほど太枠で囲みました虐待に関しましては、延べ数、実数とも増加している状況でございます。

相談種別では、最も多かったのは家族関係で7,001件と約6割を占め、次いで虐待が約3割という状況になってございます。一番多かった家族関係の主な相談といたしましては、虐待まで至らない育児不安、あるいは不適切な養育に関する相談というようなものでございます。

図1につきましては、平成30年度の相談件数の実件数841件の年齢別内訳グラフになってございます。

下の濃い色が虐待、上の薄い色が虐待以外となっておりますが、総数では、御覧のとおり3、4歳が多く、虐待を受けた児童の年齢別で見ますと、6歳、8歳が13件で最も多く、次いで3歳、7歳が9件となっております。虐待の実件数の合計は95件となっております。

2ページをお開きいただきます。

図2は、平成30年度の虐待件数95件の年齢区分別・虐待種別のグラフとなっております。

種別は、国の定義として身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、いわゆる育児放棄の4種に分けられております。

水戸市におきましては、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待の順に多い傾向となっております。性的虐待に関しましてはございませんでした。

グラフの下に記載しておりますとおり、心理的虐待には、子どもの兄弟に虐待を行うことや面前DVを含むという定義がございます。

続きまして、表2は、平成30年度の虐待者の内訳です。

御覧のとおり、実母が最多で全体の約65%を占める状況となっております。

続きまして、表3は、相談経路別の内訳となっております。

御覧のように学校が最も多く、全体の約28.4%を占めております。次いで児童相談所、家族・親戚の順となっております。

目黒区や野田市の死亡事例を受け、国が緊急対応をプランとしての位置付けを打ち出した中で、学校内で子どもと日々接する機会の多い先生方の見守りや気付きが、重要な役割を果たして下さっている結果でございます。

続きまして、2の本市の児童虐待防止対策についてでございます。

まず、(1)といたしまして、水戸市としましては、要保護児童及びDV対策地域協議会を設置しており、子ども課が調整機関となって運営されております。最近になりDVが追加され、児童虐待とDVは切っても切り離せないという国の流れに先立つ形で、一体的に子ども課相談係で支援をしているということになっております。

組織といたしましては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造からなっており、児童福祉、保健医療、教育、警察等の各分野の皆様で構成されている機関でございます。

記載はございませんが、ケース進行管理会議というものを月1回開催しており、その会議のメンバーは、中央児童相談所、市からは総合教育研究所、学校管理課、保健センター、子ども課が入っており、約300件の児童ケースについて情報共有を図っている状況でございます。

また、個別ケース検討会議は、必要に応じて逐次、開催するものでございますが、記載のとおり、昨年度は、31世帯について34回開催いたしました。

そのうち、保護者に精神疾患や知的障害がある、又はその疑いのあるケースが約4割を占めているという状況でございます。継続的かつ積極的な、関係機関、関係団体の役割分担のもとでの関わりが必要となっている状況でございます。

また、要保護児童が県をまたがって転入、転出したり、転校したりする場合などにおいて、大きな事件になるということも公表されておりますことから、そういった意味でも、具体的な支援を実施していきたいと考えております。所属先との連携が大変重要だという指摘がございます。

次のページになりますが、(2)といたしまして、研修会の開催につきましては、子どもと直接関わる職員などを対象に毎年度実施しておりますが、昨年度は、「親の離婚・再婚を経験した子ども達の発達」というテーマで実施し、今年度は、「DVと児童虐待、子どもの発達への影響とその回復支援」というテーマで実施し、専門家の先生方の御教示をいただいたところです。

(4)の子育て短期支援事業(ショートステイ)につきましては、保護者の疾病等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などでお預かりするものでございます。平成30年度は、延べ109人の児童を宿泊でお預かりしまして、実数としては44人でしたが、未就学児が7割、小学生が3割という比率となっております。

続きまして、(5)のホームフレンド事業につきましては、実績として多くはございませんが、DV被害者世帯、児童虐待、いじめを受けた児童に対して、相談相手として心理学専攻の学生を派遣し、支援をする事業になってございます。

次に、3の今後の児童虐待防止対策につきましては、考え方を2点記載してございます。

これまでも申し上げましたが、児童の所属先での日々の見守りや気付きが、虐待の早期発見、早期対応に大きな役割を果たしておりますことから、情報共有、連携をさらに強化することが重要と考えております。

また、所属先のない児童につきましても、医療機関、保健センターなどにおいて、健診、受診の機会などを捉えまして、密に連携を図ることなどが重要だと考えております。

さらに、参考といたしまして、子ども課による虐待通告・相談を受けた際の流れについてまとめております。

さまざまな面から電話、来所等により通告、相談を受けることがございます。平成30年度は、37件の緊急受理会議というものを開催したところがございますが、通告・相談を受けますと、その都度緊急受理会議を子ども課内において行いまして、原則として48時間以内に保護者を直接訪問し安全確認をすることとなっております。ただし、他機関による安全確認が明らかな場合などは、まずは当該機関に見守り依頼をする場合もあります。

黒丸の緊急対応が必要と判断した場合は、児童の安全確保を最優先するために、児童相談所に送致し、一時保護等をしていただくよう連携を図ります。

また、事件性がある場合は、警察にも関与していただく場合がございます。

緊急性が認められない場合であっても、関係機関と役割分担の上、十分な支援を行うこととしております。

別にお配りいたしましたクリアファイルがございますが、裏に相談等の連絡先が記載されたものを啓発事業としてお配りしてございます。その中でも、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189（いちはやく）」については、少しでも虐待の疑いがある場合、あるいは、自分が虐待をしてしまいそうだというときに御連絡いただけるよう、周知に努めているところでございます。

また、児童相談所だけでなく、軽微なケースについては、子ども課相談係に連絡をいただけるようになってございます。

説明は、以上でございます。

○高橋市長 最後に、常に子どもたちと接している教育現場での気付き、対応などについて、総合教育研究所から説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 総合教育研究所の小川と申します。よろしくお願いたします。

学校及び教職員に対しましては、日頃から子どもたちに接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務と役割が課せられているところでございます。

お手元の資料③に従いまして、学校における児童生徒虐待の対応について、御説明いたします。

なお、こちらの資料につきましては、国からの通知を踏まえまして、教育委員会から各学校へ虐待対応のフロー図として示しているものでございます。

資料の中央に数字が入っておりますので、順を追って御説明いたします。

まず、学校では、児童生徒を虐待から守るため、1の発生の予防として、児童生徒や保護者に対し、いつでも相談ができる相談窓口である子どもホットライン等について、カードやリーフレットにより周知をしております。早い段階でSOSを出すことにより、未然防止、早期発見、早期対応につなげるものでございます。

そして、2の早期発見（日常の観察）として、学級担任、学年主任、生徒指導担当教員、養護教

論、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、相談しやすい体制を構築しますとともに、不自然な欠席や健康、身体の状態など、児童生徒のちょっとした変化に気付くよう、日ごろから複数の目で丁寧な観察を行っております。

実際に学校で使用しておりますチェックリストを資料の裏面に掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、虐待を受けていると思われる児童生徒を発見した場合ですが、3の児童生徒の不自然な様子の発見に記載のとおり、すぐに周囲の教職員とともに児童生徒の状況を確認し、管理職へ報告、相談し、対応を決定いたします。その際は、教職員が一人で抱え込むことのないよう、必ずチームで対応することとしております。

さらに、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所へ通告いたします。その後、当該児童生徒の身体的、精神的ケアや保護者への啓発、指導については、児童相談所や子ども課等と連携、協力しながら必要な支援を行うとともに、継続的に児童生徒の日常の観察等を行い、再発防止に取り組んでいるところでございます。

子ども課の御説明の中にもございました要保護児童及びDV対策地域協議会の中の個別ケース会議のほうに学校のほか総合教育研究所も参加いたしまして、日頃から情報提供、情報共有を図っているところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携、協力しながら、子どもたちの笑顔を守るため、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○高橋市長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、家庭教育事業につきましては、市民センターや学校、幼稚園など、様々な場所で開催しているところでございます。

しかし、そもそも意識の高い保護者は、自らアンテナを張り、講座や教室を見つけて参加いたしますが、家庭教育の重要性に気付いていない保護者や、子どもや教育に関心の薄い保護者は出てこないという現状があります。そういった保護者は、人と接触する機会がなく、孤立化し、子育てへの悩みや不安が募っていく傾向があると考えております。

このような支援を必要とする保護者に対し、行政がどのように気付き、アプローチをかけていけばよいのか、年々増加している児童虐待を未然に防ぐ上で、虐待まで至らない、そういった保護者に対し、教育としてどのように手を差し伸べていけるのか考えていきたいと思っております。

説明にありましたとおり、本市では、平成30年度から家庭でのしつけや子どもへの接し方などに不安を抱え、支援を必要とする家庭を対象に、個別相談や情報提供等を実施する訪問型家庭教育支援事業を行っているところでございます。この事業の中で啓発できるような取組が展開できるのか、又は教育的視点から新たな事業を展開していくのか、家庭の教育力向上への支援について、委員の皆様がそれぞれの御職業からこれまでに関わったケースであったり、何か良いアイデアであったり、教育委員の皆様のご忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、ここからは、いつも通りフリートークとさせていただきます。参考資料として、一昨年、茨城県が策定しました家庭教育を支援するための条例を机上に配布しておりますので、こちらも参考としていただければと思っております。

それでは、家庭教育全般にわたって、児童虐待防止の観点、あるいは学習能力の向上、子どもの人格形成など、そのような部分においての家庭教育力の向上でも構いませんので、何か御意見等が

ありましたら、発言をいただきたいと思います。

まず、東小川委員にお聞きしたいのですが、学校現場を経験した立場の方からすると、教員は家庭に何を求めているのでしょうか。例えば、宿題などは見てあげてほしいということはあるのでしょうかけれども、どちらかというところ、子どもの人格的なもの、生活をきちんとしてほしいとか、そういった部分なのかなと思っているのですが、学校現場において、親に期待するものというのは何かありますか。

東小川委員。

○東小川委員 就学していく段階で、基本的な生活習慣、例えば、名前を呼ばれたら返事をするといったことは、学校生活、集団生活に適応するために必要なものですので、ぜひ家庭で身につけてほしいと思います。自分の名前を平仮名や漢字で書くといったことは学校で教えますので、人と会ったら挨拶をしましょう、挨拶をされたら返事をしましょう、そういった基本的な部分についてはしっかりと家庭内において身につけてほしいと思います。

そして、これからの生活の基盤となるもの、さらに、やがては規範意識の基礎となるものを養ってほしいと思います。親が与えたもの、又は周囲の人から学んだものを、自分の規範意識の素地としてほしいですね。親が述べたことを「うるさい」と言わずに、まず、「はい」と言って受け取る子どもであってほしいというのは、学校現場でもよく感じていると思います。

○高橋市長 まずは、親が規範意識であったり、道徳心であったり、そういったものを子どもにきちんと教えないといけないということですね。しかし、現在は、その意識が低下している親が多くなっているのかもしれない。

東小川委員。

○東小川委員 極端な感じがしますね。親が子どもに関わる際、学習面だけではなく、いろいろな子どものしぐさなどを細かく見ている親については、道徳心もあわせて、言うときにはきちんと子どもに話しているのではないかと思います。しかし、学校が何とかしてくれるだろうとって子どもを放任してしまう親もいますので、そのような親については、親の道徳心も低い傾向があると私は感じています。

○高橋市長 行政としても、親が学ぶ場をいろいろと提供しているのですが、先ほどコメントしたように、学んでほしい親というのはそこに出てこなくて、逆にもともと意識をもった親が出てくるのですよね。今までの事業やイベントなどは、そういった意識の高い親は自分で水戸市の広報を見たり、学校で配られるチラシなどを見たりして参加してくるのです。私も来賓で呼ばれたりして現地に行くと、そこに参加している親というのはきちんとした親であり、またその子どももきちんとした子どもであり、親子で楽しく学びながら遊んでいるのです。

例えば、この間、たこ上げ祭りがありましたが、親子の触れ合いのイベントということで、親子の関係がきちんとしている子どもたちが来るわけです。親がイベントに申し込んで子どもを連れてくるわけですから、親子で楽しく参加しているのです。本当だったら、親子の関係が少し怪しいかなという人たちも参加してもらって、親子で一緒にたこ上げをやって楽しんでいただくような機会になればいいのでしょうかけれども、なかなかそういった思惑通りにいかないのです。安い参加費で、親子で遊べる機会を提供しているのですが、意識の高い人たちは広報などを見て参加してくれるのですけれども、自ら情報を探さない方は、広報や情報紙などは見ないため、イベント自体を知らなかったりすることが多いので、そういった課題に対し、どうしていけばよいのかということになります。

東小川委員。

○東小川委員 先ほどの説明の中でお聞きしたい点があるのですが、0歳から5歳までの就学前の児童の中で、関係機関といいますか、保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない児童というのは、どれくらいいるのですか。

○高橋市長 鈴木教育部参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育部参事兼幼児教育課長 幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない子どもについては、3歳までは結構いるのですけれども、4、5歳については、9割5分ぐらいはどこかに通っておりますので、資料が手元に無いのですけれども、おおよそ200人ぐらいではないかと思えます。

○高橋市長 水戸市の就学児童2,000人のうち200人、つまり10分の1の子どもは、どこにも通わずに小学校に入学するということですか。

鈴木教育部参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育部参事兼幼児教育課長 はい、そうです。在宅のケースもありますが、水戸市内のデータしかないので、ほかの市町村の幼稚園等に行っているということもあるかもしれませんので、150人から200人の間だと思います。

○高橋市長 東小川委員。

○東小川委員 なぜお聞きしたかという、生涯学習課長から説明がありましたが、訪問型家庭教育支援事業の実績が3世帯であると、自分から手を挙げて相談する家庭というのはなかなかないということですよ。その現状を見ると、どこにも関わっていない世帯、親に対して、こちらから全戸訪問していく方法を考えないといけないのではないかと思うのです。手が挙がってくるのを待っていて、年間で3世帯に6回支援しましたという話では、どうにも事業の実績として寂しいのではないかと思います。ですから、思い切って保育所や幼稚園に関わっていない世帯、つまり、つながりが切れてしまっている家庭を全て訪問してはどうかと資料を見て感じましたが、いかがでしょうか。

○高橋市長 行政機関、公共機関、教育機関などに全く関わらない子どもたちというのは、今はデータを持っていないにしても、把握することはできますよね。先程の150人から200人という子どもたちは把握できるのですか。

鈴木教育部参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育部参事兼幼児教育課長 最新の資料はございませんが、平成29年4月現在のデータがありまして、5歳児ですと、水戸市では確認できない認可外保育施設に通っている可能性のある子ども、又はどこの機関も利用していない子どもは137人となっております。

○高橋市長 その137人という数字が分かっているということは、一人一人の名前についても、調べれば分かるということですか。

鈴木教育部参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育部参事兼幼児教育課長 水戸市全体の就学前の児童数から各機関を利用している子どもたちを引いた数字なので分からないと思います。

○高橋市長 なるほど、引き算だから分からないのですよね。今の東小川委員の提案について、人員体制や予算の問題もありますが、先ほどのデータでいう137人というどこにも通っていない子どもたちについて、何らかの第三者の目が行き届かないという部分があるのであれば、こちらから訪問する、いわゆる、プッシュ型のサービスを実施していくしかないのかもしれないですね。子どもが特定できればということが前提になりますが、プッシュ型の訪問相談を増やしていくことは可能ですか。

志田教育長。

○志田教育長 訪問型家庭教育支援事業ですけれども、東小川委員のおっしゃる点も当然あると思っております、私も課題だと思っています。高橋市長が言うようなプッシュ型の訪問支援についてですが、先程の数字でいうと137名ということで、どの機関にも関わっていない子どもを対象とした場合、例えば、この137名は3歳児健診を受けているかどうかというのは分かるのでしょうか。

○高橋市長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 3歳児健診につきましては、平成30年度は、受診率は92.5%となっており、未受診者の数としましては178人となっています。しかし、その後、保健師が予防接種の状況調査、あるいは家庭訪問などを行い、受診の確認など未受診者の方へのアプローチは行っております。

○高橋市長 しかしながら、どの機関にも関わっていない子どもと健診を受診していない子どもというのは必ずしも一致するわけではないと思いますので、何から解決したらいいのかが難しいですね。例えば、幼稚園や保育所に通っていても、訪問していかなければならない家庭もあるのかもしれない。そういったところから訪問しなければならぬ家庭が明らかになっていくのかもしれないので、どういった人たちを対象とするかを考えなければなりません。必ずしも幼稚園や保育所に通っていないから家庭に問題があるとは限りませんし、もしかすると、家庭内の教育が手厚いから通わなくてもいいという考えもあるかもしれません。

篠崎委員。

○篠崎委員 こういったケースでいきなり100件以上も訪問するというのはなかなか厳しいと思うので、例えば、アンケートという形で、「幼稚園・保育所に行っていますか」、「行っているのであればどこへ行っていますか」、「行っていないのであればその理由は何ですか」、「何かお困りのことはありますか」、というような集計を取るのはいかがでしょうか。回答があるだけで状況が分かってきますし、回答がないということ自体が何かあるのかなというスクリーニングができるかもしれません。少し対象を絞っていかないと100件以上アプローチするのは難しいですし、効率も悪いと思いますので、思いつきですがそういった方法もあるのかなと思います。

○高橋市長 3世帯というのは、どのように選定して、この程度しかできていないという話なのですか。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 対象世帯の選定というのは、資料①の3ページ中段にございます。平成30年度に関しましては、保健センターの3歳児健診の際に、チラシの配布及びアンケートを実施して、不安を抱えているであろうという世帯に対して訪問をさせていただいております。その結果が平成30年度は3世帯、延べ6回の実施ということでございます。

○高橋市長 あくまでも3歳児健診のときのアンケートをもとに対象者を決めているということですね。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 はい、平成30年度のアプローチはそのようになってございます。

○高橋市長 しかし、東小川委員の意見としては、このアプローチだけでは足りないだろうということで、今後は工夫が必要ですね。

丸山委員。

○丸山委員 今の説明の中で気になったのですけれども、3歳児健診にいらしていない児童は178人で、どの機関とも関わりを持っていない5歳児は137人ということなので割と対象数が似ている

傾向にありますよね。ということは、5歳児で考えれば、面倒くさくて幼稚園等に通わないという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、その方々が3歳児健診も受けていないとなると、5歳になってアンケートを実施することになるので、3歳まで遡るとうまく拾い切れないところがあるのかなと思います。

また、そういった方々に対し、アンケートを郵送し、それを記入しこちらに送っていただくというやり方では少しハードルが高いのではないかと思います。どのくらいの数になるのか分かりませんが、家庭が特定できていて、さらに連絡がつくような状況なのであれば、例えば、まず電話をかけてアプローチしてみるというのも、郵送の一つ前の手段としてあってもいいのかなという気がいたします。

○高橋市長 丸山先生の提案も踏まえて、やはりこちらからプッシュ型でアプローチする方法というのが必要なのではないでしょうか。どのようなやり方が有効なのでしょう。

志田教育長。

○志田教育長 参考までにお話いたしますが、訪問型家庭教育支援事業については、平成30年度から始まっている事業なのですけれども、現在、県内17市町村で実施しております。先程、東小川委員から全戸訪問という話がありましたが、規模の小さい市町村などは、全家庭に伺うことにしております。

例えば、少し規模が大きいのですが、鹿嶋市では、来年度小学校へ入学する全家庭に伺っています。しかしながら、全家庭に伺っても、受け入れてくれる家庭が約6割との話を聞きました。受け入れてくれる家庭については、おそらく何らかの施設に関わっている人たちでしょうから、丸山委員から意見があったように、幼稚園等の施設に来ていない人たちに対してどのようにセッティングしていくかというのが難しいところです。

全家庭を伺っても約63%しかお話しが聞けないので、その中で問題があるかもしれない家庭に訪問するような形がベストだと思うのですが、水戸市の場合は2,000人ぐらい子どもがいますから、なかなかそれは難しい。そのようなことから、やはりターゲット型がいいのではないかと考えているところです。

本来であれば、保健福祉部と連携し、どのような家庭で問題があるのかというところをある程度絞って訪問する方法もあるのではないかとと思うのですが、しかしながら、健診を受けない家庭、どこの施設にも関わっていない家庭、これらをターゲットとしている市町村は、現在のところありません。もちろんアンケートを行う方法もあるでしょうけれども、先程市長がおっしゃったように、関心のない親はなかなかそういった通知なども見てくれないわけです。どこの施設にも関わっていない保護者だと、余計にそういった可能性が高いので、どこの施設にも関わっていない家庭をターゲットに絞ると、こちらからプッシュ型で行うにしても難しいと思います。来ていただいている方の中からターゲットを絞って、こちらから訪問するという方法が一番いいのかなと感じております。

その中でもどのような家庭にターゲットを絞るかというところについては、また検討が必要かと思うのですが、例えば、他市町村では、中学校において不登校となっている子どもがいる家庭にターゲットを絞って伺っているところ、障がいを持った就学前の子どもがいる家庭にターゲットを絞って伺っているところ、保護者が外国人である家庭にターゲットを絞って伺っているところなどがあります。

以上のように、ターゲットを絞って伺っている市町村が多いという実態を今お話ししたところでございますが、水戸市として実施回数が6回というのは少ないので、何かしらのアプローチする方

法を考えていきたいと思っているところでございます。

○高橋市長 ターゲット型もしくはプッシュ型という方法で、より効率的に対象者をしっかり把握し、アプローチする数を増やしていくことによって、救える家庭がもっと増えていくのではないかと思いますので、いろいろ意見が出ましたので、それを研究課題にしたいと思います。

3世帯、延べ6回という実績では、水戸の子どもたちの数、いわゆる分母の数からすると、分子が極めて小さいこととなりますので、なかなか効果として見えてくるような数字ではないと思います。しかし、実績を作るためだけに、ただ数を増やせばいいというものではないので、どのように効果的に行っていくべきかを考えなくてはなりません。今年度は100人に支援しました、前年度に比べ増加しました、などといった実績を作ったところで、問題のない家庭を訪問して話を聞いたところで、本当に解決しなければいけないのはその家庭ではないわけです。問題、課題を抱えている家庭がどれだけあって、その家庭に対し、きちんとした支援をこなせるかということが大切だと思いますので、そこは研究が必要ですね。

どのようにしたら一番効率よく、問題、課題を抱える家庭を見出し、その家庭にどれだけ手厚く支援していけるのか、さらに、回数についても何回こなせるのかということについて考えていきましょう。そういったところは保健福祉部がいろいろな情報を持っているでしょうから、教育部だけではなく、庁内横断的に連携を図りながら研究していきたいと思います。

それでは、時間はまだありますので、児童虐待であるとか、あるいは全般的な家庭の教育力向上について、御意見等がありましたら発言願います。

篠崎委員。

○篠崎委員 虐待についてですが、数字を見ると、平成26年から件数が大きく増えているのですが、これは虐待自体が増えているのではなく、そういった事例について、報告を受けてきちんと実態を拾えるようになってきているということだろうと思うのです。そうであれば、今後、少しの間はこのまま数が増えていくのしょうけれども、どこかで増えなくなり、減っていくというのが理想的な数字の動きなのだろうと思います。

そういった中で、やはり児童相談所との連携は不可欠であって、最終的に児童相談所は強制的な権限をもっていますから、ここの連携をしっかりしておくべきなのですが、児童相談所も相談件数が増えて対応が難しく、恐らく非常に苦労しているであろうと思います。これは水戸市の問題ではないのですが、どんどん児童相談所に相談していかないと、児童相談所が人員を増やそう、予算をつけようということにはならないでしょうから、相談してもいい回答がもらえない、余り動いてくれない、そのような傾向があったとしても、言っても無駄だからといってあきらめずに、とにかく相談、報告するというのを続けていくことが大事ではないかと思うのです。相談がないと、児童相談所の方も「虐待はあまりないのだな」という考えになってしまいますから、大変でも少しでも相談したいと思った案件は相談をして、その記録を残すということがいいのではないかなと思います。それは子どものためにもなりますし、市としても、「何もやっていないじゃないか」と言われないように、そういった観点も含めてきちんと相談すべきだと思いました。

○高橋市長 児童相談所とコンタクトをとっているのは、市としては子ども課と総合教育研究所になるのですが、現在はどのような状況ですか。

萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 虐待の事実がはっきりしている、又は虐待が疑われるケースでも、その都度、早い段階から児童相談所へ話を上げて、相談を繰り返すようにしています。児童相談所には

そういった疑われるケースも事前に分かってもらった上で通告することが、次の一時保護につながりやすいことから、これからも引き続き行ってまいります。

○高橋市長 第一段階として、学校での先生の気付きというのはかなりあるでしょうから、学校現場において、体の状況やメンタル的なことを見ていただきながら、最終的には児童相談所にしっかりつないで解決を図っていくということが大切ですね。その連携はしっかり図ってもらい、篠崎委員のおっしゃるとおり、児童相談所にどんどん相談して、動かしていただきたいと思います。

富田委員。

○富田委員 資料①の1ページ、みと好文カレッジにおける家庭教育事業について、子育て応援塾「親業訓練入門講座」を行っているとのことですが、妊娠期の母親に対し、親になるためにどのようにしたらいいかという講座を実施することについて、お子さんを授かって皆さん嬉しい時期だと思うので、この講座の参加人数を20人とするのはもったいないのではないのでしょうか。この講座を大きくしていくことができれば、自覚を持って子育てに向かっている人を少しでも増やすことができるのではないかと思うので、講座回数を多くすることはできないのでしょうか。

○高橋市長 野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 こちらの事業に関しましては、記載のとおり定員20名としておりまして、実際に20名の参加をいただきました。1年間に1回実施をしている状況でして、34名の応募があったと聞いております。

○高橋市長 34名全員が参加できないのですか。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 ロールプレイ等を行う都合上、定員としては20名としております。

○高橋市長 せっかくいい取組を行っているので、定員が20人ではもったいないのではないかとこの富田委員の意見ですが、この講座の回数を増やしたり、定員を増やしたりすることはできないのですか。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 講師の方をお招きして実施しておりますので、予算が必要となります。

○高橋市長 定員が30人だと、同様の内容はできないのですか。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 やはり適切な人数というものがあ、講師の先生の判断で20人となっております。

○高橋市長 定員20人というのは、講師の先生の判断があるのですね。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 はい、ロールプレイやグループディスカッションがありますので、1人で全体を見るには20人までということなんです。

○高橋市長 講師の先生が一方的に話すだけの講演会ではないということですね。

野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 はい、そうです。きめ細かく対応しているため、参加人数を増やすのは難しいかと思っております。

○高橋市長 なるほど。100人や200人を呼べる講演会ではなく、グループで何かをやって講師の先生からアドバイスをもらうということですか。

もし、その講座の評判がいいのであれば、講師の謝礼だけであれば予算措置は難しくないとはい

ますので回数を増やすことも検討できればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○野澤生涯学習課長 はい、検討させていただきます。

○高橋市長 東小川委員。

○東小川委員 親業訓練のインストラクターについては、何時間か講習を受けると取得することができますので、講師になれる方というのは結構多いですね。講師を1名に限定してしまうと定員20名の講座となってしまうのですが、講師を集めようと思えば県内でも50人くらいは集まるのではないかと思います。継続的に同じ人に講師を頼んでいるだけでは発展性がないので、いろいろな方に講師を頼んで、年間に何回か開催できるようにしたらよいのではないかと思います。

○高橋市長 野澤生涯学習課長。

○野澤生涯学習課長 現在、講師としておいでいただいているのは、親業訓練シニアインストラクター1級の方でございます。

○高橋市長 せっかく参加する意欲があって、講師の先生の話を知りたい、体験講座をやりたいと申し込んでくださっているのです、いろいろな方を活用していただいて、こういった講座で落選というのはあまり出たくはないですから、今後どのように人材を活用するかも含めて検討してください。

ほかにございせんか。

{ 「なし」と呼ぶ者あり }

○高橋市長 それでは、お時間でございますので、この辺で協議を終わらせていただきます。

貴重な御意見、御提言をいただき、ありがとうございました。

皆様からいただきました忌憚ない御意見につきましては、特に訪問型家庭教育支援事業の家庭への訪問回数であるとか、各事業の充実、拡充でございました。これらを含め、担当課でよく検討していただき、さらに充実した事業を展開していただきたいと思っております。また、児童相談所などの関係機関としっかりと連携をとり、情報を共有していくことが大切だと思っております。

重要なのは入口の部分だと思っておりますので、学校であったり、保育所であったり、幼稚園であったり、まずは、そこでしっかりと子どもたちを見ていただいて、日頃の変化や気付きを早期に発見して関係機関と連携をとったり、あるいは、私どもで持っているしっかりとした対処法がありますので、それをきちんと発揮していくことが大事だと思っております。

まずは入口の部分でしっかりときめ細かく見ていただくということ、あと必要なことは、あまり関心を示してくれない親をどのように持ち上げていくか、私たちの事業に対して、どのようにして参加していただくのかということです。ここの工夫が非常に難しいのですが、今後、やっていかなければならないところです。引っ張り出してこない、家庭の教育力があまりない中で子どもたちがその家庭でそのまま育っていくということになってしまいます。子どもたちにきちんと社会性を身につけていただくために、本市の事業に参加していただくことも含め、その工夫についても今後は考えていきたいと思っておりますので、教育長を先頭に、またよろしくお願ひしたいと思います。

本日いただきました、御意見、御提言を踏まえて、今後とも、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の充実に向け、保健福祉部や専門機関と連携して取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましても、さらにお気付きの点などがございましたら、御教示いただきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

なお、今後の総合教育会議におきましても、水戸市教育施策大綱に掲げた基本目標の項目ごとに

議論し、基本目標の具現化に努めていきたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、第2回水戸市総合教育会議を閉会いたします。
お疲れ様でございました。

午後4時58分 閉会